第三条第一項第一号ヘ中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、同号ハ中「当該」を「熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該」に、「〇・〇五七」を「環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「ロに」を「ハに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）を削り、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料として使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

第三条第二項中「第一号ロ」を「第一号イ、ハ及びニ」に改める。

第四条第二号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第三号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第四号中「一万四千八百」を「一万二千四百」に改め、同条第五号中「六百七十五」を「六百七十七」に改め、同条第六号中「九十二」を「百十六」に改め、同条第七号中「三千五百」を「三千百七十」に改め、同条第八号中「千百」を「千百二十」に改め、同条第九号中「千四百三十」を「千三百」に改め、同条第十号中「三百五十三」を「三百二十八」に改め、同条第十一号中「四千四百七十」を「四千八百」に改め、同条第十二号中「五十三」を「十六」に改め、同条第十三号中「百二十四」を「百三十八」に改め、同条第十四号中「十二」を「四」に改め、同条第十五号中「三千二百二十」を「三千三百五十」に改め、同条第十六号中「九千八百十」を「八千六十」に改め、同条第十七号中「千三百七十」を「千三百三十」に改め、同条第十八号中「千三百四十」を「千二百十」に改め、同条第十九号中「六百九十三」を「七百十六」に改め、同条第二十号中「千三十」を「八百五十八」に改め、同条第二十一号中「七百九十四」を「八百四」に改め、同条第二十二号中「千六百四十」を「千六百五十」に改め、同条第二十三号中「七千三百九十」を「六千六百三十」に改め、同条第二十四号中「一万二千二百」を「一万千百」に改め、同条第二十五号中「八千八百三十」を「八千九百」に改め、同条第二十六号中「一万七千三百四十」を「九千二百」に改め、同条第二十七号中「八千八百六十」を「九千二百」に改め、同条第二十八号中「一万三百」を「九千五百四十」に改め、同条第二十九号中「九千百六十」を「八千五百五十」に改め、同条第三十号中「九千三百」を「七千九百十」に改め、同条第三十一号中「七千五百」を「七千百九十」に改め、同条第三十二号中「二万二千八百」を「一万六千五百」に改め、同条第三十三号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第五条第十一号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第十二号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第十五号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第十六号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第六条第三号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第四号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第七号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第八号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第七条第一項第一号イ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同号イ(1)中「法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）」を削り、同号イ中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　算定排出量算定期間（法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

第七条第一項第一号ロ中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1)　算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

第七条第一項第一号ハを次のように改める。

ハ　第五条第九号に掲げる者　次に掲げる量を合算する方法

(1)　算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2)　環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

第七条第二項中「第一号イ(2)及びロ(2)」を「第一号イ(1)、(3)及び(4)、ロ(1)及び(3)並びにハ(1)」に改める。

別表第一の一〇の項を削る。

別表第七の一の項の中欄中「原油又は」を「石炭の生産、原油若しくは」に、「又は生産」を「若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産」に改め、同項の下欄のハの(2)中「零度」を「二十五度」に、「気圧」を「バール」に、「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の一の項の下欄に次のように加える。

ホ　環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ　算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の量（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第七の二の項の中欄中「ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは」を「若しくはソーダ石灰ガラスの製造又は炭酸塩の」に改め、同項の下欄のロ中「合算して得られる量」の下に「（三の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量（トンで表した量をいう。）を除く。）」を加え、同欄のハを次のように改める。

ハ　次に掲げる量を合算して得られる量

(1)　環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(2)　環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下(2)及びニ(2)において同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量